<参考1:地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)(H27.4.1施行)>

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、<u>大綱の策定に</u>関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
 - 一 <u>教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化</u> の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児<u>童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれ</u>があると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の<u>招集</u>を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係 者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して<u>意見を聴く</u>ことができ る。
- 6 総合教育会議は、<u>公開</u>する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めると き、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると 認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し<u>必要な事項は、総合教育会</u> 議が定める。

<参考2:平成27年度スケジュール(予定)>

区分	時期	大綱策定について	その他
第1回	7月	位置付け、たたき台	本市の教育課題
第2回	11月	中間取りまとめ	平成28年度の教育に関する重 点施策
第3回	2月	最終案、大綱策定	_